

第 3 1 号議案

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月10日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年宍粟市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処するための院内感染防止業務手当の特例）

9 公立宍粟総合病院の区域内において、特定期間（令和3年1月1日から同年3月31日までの期間をいう。ただし、附則第11項の夜間コロナ病床等安定運用手当の支給については、令和2年12月31日から翌日にかけて又は令和3年3月31日から翌日にかけて引き続いて勤務をする場合にあっては、当該勤務時間の全てを当該期間に含むものとする。以下同じ。）内に、職員が次に掲げる業務に従事したときに、その者に対して院内感染防止業務手当を支給する。

（1） 新型コロナウイルス感染症病棟その他これに準ずる区域又は新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されているおそれの著しい区域として市長が指定する区域内で行う新型コロナウイルス感染症が病院内にまん延しないように必要な措置を講じる業務として市長が認めるもの（以下「院内感染防止業務」という。）

（2） 前号に掲げる区域以外の区域で行う院内感染防止業務

10 前項に規定する業務に従事した場合における手当の額は、当該業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 前項第1号の業務 1,500円（新型コロナウイルス感染症患者が現に入院している病室その他新型コロナウイルスがまん延しているおそれが極めて高い区域内において、高度の知識、技能又は経験が必要な院内感染防止業務として市長が指定するものに従事する場合には、2,000円）

（2） 前項第2号の業務 1,000円

（新型コロナウイルス感染症に対処するための夜間コロナ病床等安定運用手当の特例）

11 公立宍粟総合病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師が、公立宍粟総合病院の新型コロナウイルス感染症病棟その他これに準ずる区域において、特定期間内の正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる看護の業務又は宿直勤務に従事した場合は、夜間コロナ病床等安定運用手当を支給する。この場合において、別表第2の夜間看護手当は、支給しない。

12 前項に規定する業務に従事した場合における手当の額は、当該勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 8,600円

（2） 深夜における勤務時間が4時間以上である場合（次号の場合を除く。） 9,300円

(3) 勤務時間が深夜全部を含む場合 17,900円

(4) 救急の外来患者等に関する看護又は事務処理等のための宿直勤務 6,000円（午前0時以後に前項に規定する勤務を開始する場合にあっては、3,000円）

（新型コロナウイルス感染症に対処するための夜間等新型コロナ患者等診療手当の特例）

13 公立宍粟総合病院に勤務する医師が、公立宍粟総合病院の区域内において、特定期間内の休日又は時間外に、新型コロナウイルス感染症患者等に対して行う診断又は治療等の業務であって市長が指定する業務に従事した場合は、夜間等新型コロナ患者等診療手当を支給する。

14 前項に規定する業務に従事した場合における手当の額は、当該勤務1回につき、次の各号に掲げる当該業務に従事した時間の区分に応じ、当該各号に定める額（同じ日に緊急診療従事手当に係る作業に併せて夜間等新型コロナ患者等診療手当に係る作業に従事した場合は、当該額及び別表第2に規定する緊急診療従事手当の額の合計額）とする。

(1) 深夜 15,000円

(2) 深夜以外 10,000円

別表第2夜間看護手当の項中「（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）」を削り、「4時間以上である勤務」を「4時間以上である勤務（勤務時間が深夜の全部を含む勤務を除く。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和3年1月1日から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

現 行	改 正 案
<p>附 則 1～8 (略)</p>	<p>附 則 1～8 (略) (新型コロナウイルス感染症に対処するための院内感染防止業務手当の特例) 9 公立宍粟総合病院の区域内において、特定期間(令和3年1月1日から同年3月31日までの期間をいう。ただし、附則第11項の夜間コロナ病床等安定運用手当の支給については、令和2年12月31日から翌日にかけて又は令和3年3月31日から翌日にかけて引き続き勤務をする場合にあつては、当該勤務時間の全てを当該期間に含むものとする。以下同じ。)内に、職員が次に掲げる業務に従事したときに、その者に対して院内感染防止業務手当を支給する。 (1) <u>新型コロナウイルス感染症病棟その他これに準ずる区域又は新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されているおそれの著しい区域として市長が指定する区域内で行う新型コロナウイルス感染症が病院内にまん延しないように必要な措置を講じる業務として市長が認めるもの(以下「院内感染防止業務」という。)</u> (2) <u>前号に掲げる区域以外の区域で行う院内感染防止業務</u> 10 前項に規定する業務に従事した場合における手当の額は、当該業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>前項第1号の業務 1,500円(新型コロナウイルス感染症患者が現に入院している病室その他新型コロナウイルスがまん延しているおそれが極めて高い区域内において、高度の知識、技能又は経験が必要な院内感染防止業務として市長が指定するものに従事する場合においては、2,000円)</u> (2) <u>前項第2号の業務 1,000円</u> (<u>新型コロナウイルス感染症に対処するための夜間コロナ病床等安定運用手当の特例</u>)</p>

現 行	改 正 案
	<p>11 公立宍粟総合病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師が、公立宍粟総合病院の新型コロナウイルス感染症病棟その他これに準ずる区域において、特定期間内の正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる看護の業務又は宿直勤務に従事した場合は、夜間コロナ病床等安定運用手当を支給する。この場合において、別表第2の夜間看護手当は、支給しない。</p> <p>12 前項に規定する業務に従事した場合における手当の額は、当該勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 8,600円</p> <p>(2) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合（次号の場合を除く。） 9,300円</p> <p>(3) 勤務時間が深夜全部を含む場合 17,900円</p> <p>(4) 救急の外来患者等に関する看護又は事務処理等のための宿直勤務 6,000円（午前0時以後に前項に規定する勤務を開始する場合にあっては、 3,000円）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に対処するための夜間等新型コロナウイルス患者等診療手当の特例）</p> <p>13 公立宍粟総合病院に勤務する医師が、公立宍粟総合病院の区域内において、特定期間内の休日又は時間外に、新型コロナウイルス感染症患者等に対して行う診断又は治療等の業務であつて市長が指定する業務に従事した場合、夜間等新型コロナウイルス患者等診療手当を支給する。</p> <p>14 前項に規定する業務に従事した場合における手当の額は、当該勤務1回につき、次の各号に掲げる当該業務に従事した時間の区分に応じ、当該各号に定める額（同じ日に緊急診療従事手当に係る作業に併せて夜間等新型コロナウイルス患者等診療手当に係る作業に従事した場合は、当該額及び別表第2に規定する緊急診療従事手当の額の合計額）とする。</p> <p>(1) 深夜 15,000円</p>

現 行			
種類	基準	金額	支給範囲
(略)			
夜間看護手 当			正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事した助産師、看護師及び準看護師
1回	1回	11,900円	勤務時間が深夜の全部を含む勤務
1回	1回	6,300円	深夜における勤務時間が4時間以上である勤務
1回	1回	5,600円	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務
(略)			

改 正 案			
種類	基準	金額	支給範囲
(2) 深夜以外 10,000円			
別表第2 (第11条関係)			
(略)			
夜間看護手 当			正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事した助産師、看護師及び準看護師
1回	1回	11,900円	勤務時間が深夜の全部を含む勤務
1回	1回	6,300円	深夜における勤務時間が4時間以上である勤務(勤務時間が深夜の全部を含む勤務を除く。)
1回	1回	5,600円	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務
(略)			

第32号議案

令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第14号）

令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ99,724千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,395,619千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月10日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫	支出金		7,079,852	30,886	7,110,738
19 繰入	金	2 国庫補助金	5,788,109	30,886	5,818,995
			560,130	738	560,868
22 市	債	1 基金繰入金	371,407	738	372,145
			2,407,595	68,100	2,475,695
		1 市債	2,407,595	68,100	2,475,695
歳入	合計	計	29,295,895	99,724	29,395,619

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費		2,288,225	99,724	2,387,949
	2 小学校費	308,704	12,837	321,541
	3 中学校費	189,984	86,887	276,871
歳出	合計	29,295,895	99,724	29,395,619

追加 第 2 表 繰越明許費補正 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
教育費	小学校費	学校施設運営事業	12,837
教育費	中学校費	学校施設トイレ改修事業	86,887

第 3 表 地方債補正

変更 (単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
教育施設整備事業	94,600	162,700

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,079,852	30,886	7,110,738
19 繰入金	560,130	738	560,868
22 市債	2,407,595	68,100	2,475,695
歳入合計	29,295,895	99,724	29,395,619

歳出 (単位：千円)

歳出	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
9	教育費	2,288,225	99,724	2,387,949	30,886	68,100	738	
	歳出合計	29,295,895	99,724	29,395,619	30,886	68,100	738	

2 歳入

(単位：千円)

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 教育費国庫補助金	163,400	30,886	194,286	2 小学校費補助金	4,279	学校施設環境改善交付金
				3 中学校費補助金	26,607	学校施設環境改善交付金
計	5,788,109	30,886	5,818,995			

(款) 19 繰入金 (項) 1 基金繰入金

3 公共施設等整備基金繰入金	62,777	738	63,515	1 公共施設等整備基金繰入金	738	公共施設等整備基金繰入金
計	371,407	738	372,145			

(款) 22 市債 (項) 1 市債

8 教育債	94,600	68,100	162,700	1 小学校債	8,500	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(小学校整備事業)
				2 中学校債	59,600	合併特例事業債(中学校整備事業) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(中学校整備事業)
計	2,407,595	68,100	2,475,695			

3 歳 出

(単位：千円)

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				財源			区分	金額	
				特定財源	その他				
					国県支出金	地方債	その他	14 工事請負費	
1 学校管理費	138,544	12,837	151,381	4,279	8,500	58	14 工事請負費	12,837	小学校営繕等工事費
計	308,704	12,837	321,541	4,279	8,500	58			

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				財源			区分	金額	
				特定財源	その他				
					国県支出金	地方債	その他	12 委託料	
3 学校施設整備費	76,596	86,887	163,483	26,607	59,600	680	12 委託料	5,685	改修等工事設計監理業務委託料
計	189,984	86,887	276,871	26,607	59,600	680	14 工事請負費	81,202	トイレ改修工事費

第33号議案

令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第7号）

（総則）

第1条 令和2年度宍粟市の病院事業特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度宍粟市病院事業特別会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 病院事業収益	4,542,286千円	19,852千円	4,562,138千円
第2項 医業外収益	648,309千円	19,852千円	668,161千円
支 出			
第1款 病院事業費用	4,181,805千円	19,852千円	4,201,657千円
第1項 医業費用	4,032,908千円	19,852千円	4,052,760千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）

第3条 予算第7条に定めた職員給与費の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	2,295,481千円	19,852千円	2,315,333千円

令和3年3月10日提出

宍粟市長 福元 晶三

令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第7号）実施計画

(1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業収益			4,542,286	19,852	4,562,138	
	2. 医業外収益		648,309	19,852	668,161	
	3. 補助金		215,008	19,852	234,860	

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業費用			4,181,805	19,852	4,201,657	
	1. 医業費用		4,032,908	19,852	4,052,760	
		1. 給与費	2,311,441	19,852	2,331,293	

令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第7号）明細書

(単位：千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区分	金額	
1. 病院事業収益		4,542,286	19,852	4,562,138			
2. 医業外収益		648,309	19,852	668,161			
3. 補助金		215,008	19,852	234,860	1. 国庫補助金	19,852	新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金

(単位：千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
					区分	金額	
1. 病院事業費用		4,181,805	19,852	4,201,657			
1. 医業費用		4,032,908	19,852	4,052,760			
	1. 給与費	2,311,441	19,852	2,331,293	2. (手当)	19,852	
					(1) 医師手当	3,111	院内感染防止業務手当 16,884
					(2) 看護師手当	10,847	夜間コロナ病床等安定運用手当 1,728
					(3) 医療技術員手当	2,373	夜間等新型コロナウイルス患者等診療手当 1,240
					(4) 事務員手当	432	
					(5) 労務員手当	192	
					(6) 会計年度任用職員手当	2,897	